

見やすい
場所に
貼りましょう

令和5年度
大口地区

家庭ごみの分け方・出し方

※別紙のごみ収集日程表を確認し決められた日時に指定の場所に出しましょう。

お問い合わせ先
伊佐市環境政策課 Tel 22-1060

ごみの分類

分別の仕方

注意事項

市が収集するごみ

（家庭から出るごみに限ります）
※事業活動により出たごみはごみ処理施設に直接持ちこむか、一般廃棄物処理業（収集・運搬）の許可を受けた業者を利用してください。

毎週2回収集

燃えるごみ

透明袋
大・小

生ごみ（貝がらを含む）・ゴム・革製品・吸い殻・食用油（固めた物）・衣類・紙類（資源の紙類に該当しないもの）・保冷剤など



- 生ごみは、水切りをしっかりとる。
- 食用油は凝固剤で固めるか、新聞紙等に吸わせて出す。
- ナイロン・革・毛糸・羽毛製の製品は燃えるごみ（透明袋）で出す。
- 金具の付いたかばんなどは燃えないごみ（赤袋）で出す。
- 灯油缶は空にすること、20ℓ以下のサイズで指定袋に入るもの。
- 家庭で出たバーベキュー等の焼却灰は、少量に分けて可燃物（透明袋）で出す。

毎週1回収集

プラスチック製容器専用

水色袋
大

マークのあるもの、食品・商品の容器・包装に使われていたプラスチックが対象。



- 中身・付着物を取り除き、洗って水を切る。
- 洗っても汚れの取れないものは、燃えるごみ（透明袋）で出す。
- 注意！プラスチック製品であっても、下記のものは燃えるごみ（透明袋）で出してください。
例）プラスチック製のおもちゃ、洗面器、ポリバケツ、タッパー、CDやCDなどのケース、めがねケース、コンタクト保管容器など

毎月1回

燃えないごみ

赤袋
大・小

ガラス・鏡・陶器・金属製品全般・フライパン・なべ類・スプレー缶・カセットボンベ・ライター・油びん・錆びた缶・小型電気製品・刃物など



- ライターは完全に使い切ってから出す。
- 刃物の刃の部分、割れたびん・ガラスなどは、新聞紙等で包む。
- 注意！スプレー缶やカセットボンベは最後まで使いきり、穴を開けずに出す。中身がどうしても出ない場合は、ガムテープ等を張って「中身（ガス）入り」等と記入する。

缶びん専用

緑袋
大・小

マークのあるもの、びん類（酒・ドリンク剤・しょうゆ・インスタントコーヒー等）のびんなど

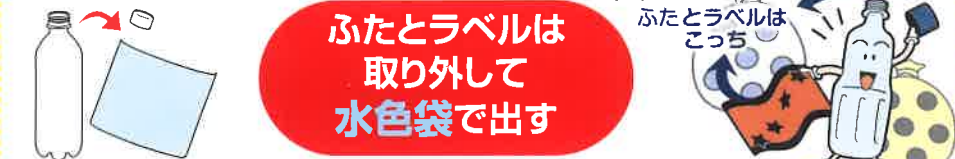


- 必ず水洗いして水切りしてから出す。
- 缶・びんは同じ袋で出す。
- コルク製のふたは燃えるごみ（透明袋）、金属製のふたは燃えないごみ（赤袋）で出す。
- 缶・びんの中に吸い殻、ガム等を絶対に入れない。
- 食用油、化粧品、医薬品のびんなどは燃えないごみ（赤袋）で出す。

ペットボトル専用

黄袋
大

ペットボトル各種（ジュース・しょうゆ・酒）等の容器でマークのあるもの



- 必ず水洗いして水切りしてから出す。
- プラスチック製のふたとラベルはプラスチック製容器専用（水色袋）に分別して出す。
- 洗っても汚れの取れないものは、燃えるごみ（透明袋）で出す。
- ペットボトルの中に吸い殻、ガム等を絶対に入れない。
- 足で踏みつぶす程度はつぶして構いません。

紙類

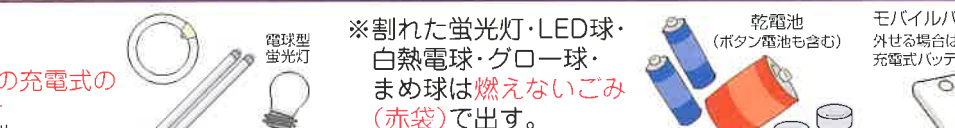
① 新聞紙・チラシ
② 雑誌・カタログ・雑紙等
③ 段ボール
④ 紙パック



- 縛るひもはなるべく紙ひもを使用してください。
- 油紙・カーボン紙は、燃えるごみ（透明袋）で出す。
- 当日雨天の場合は、ビニール袋等に入れて濡れないようにして出す。
- 投げ込みチラシ、パンフレット、コピー用紙、包装紙、紙袋、紙箱などは雑誌・カタログとまとめてください。

有害ごみ

蛍光灯
乾電池
家電製品の充電式のバッテリー
その他電池

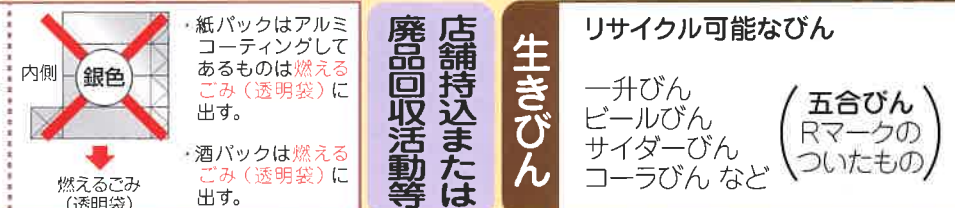


- 収集日の1週間前から設置する専用の回収箱に出す。
- 7月・11月・3月の 年3回収集

指定店舗収集

紙パック

牛乳等のパック



- 必ず水洗いして出す。
- これらのびんは、販売店に引き取ってもらうか、PTA・スポーツ少年団等の廃品回収活動を通じてリサイクルしましょう。

生ごみ

リサイクル可能なびん
一升びん
ビールびん
サイダーびん
コーラびん など
（五合びん
Rマークのついたもの）

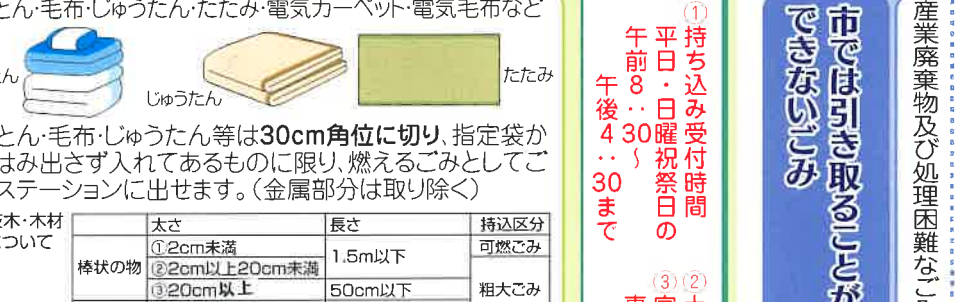


事業系または個人で持ち込むごみ

指定日に出せなかった、または指定袋に入らない可燃・不燃ごみ、トラックの荷台に、ごみを積んで持ち込む際には、ごみが飛び散らないようにご注意ください。

燃えるごみ

ふとん・毛布・じゅうたん・たたみ・電気カーペット・電気毛布など



燃えないごみ

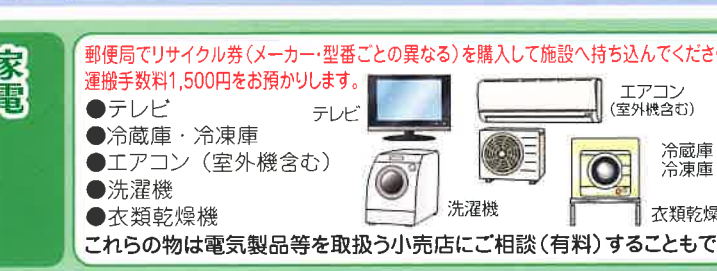
家電リサイクル法対象品目以外の家電製品・ステレオ・扇風機・掃除機・ビデオデッキ・ストーブ・ガスレンジ・電子レンジ・衣装ケース・自転車・ベビーカー・その他金属が含まれた粗大ごみなど



市では引き取ることができないごみ



家電リサイクル法対象品目



ごみのポイ捨て、山林・河川等への投棄はやめましょう。
焼却は廃棄物処理法で禁止されており、違反した場合は罰せられます。（ダイオキシン発生の原因や近所の迷惑になります。）
住みよい地域環境を次の世代へ残すためにも、ごみは適正に処理しましょう。